

平成28年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		母子生活支援施設措置事業		担当課 児童福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち		計画期間 平成13年度～
	施策	人権の尊重		種別 法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消		市民協働 その他
予算科目コード		01-030201-04 補助	根拠法令・条例等	児童福祉法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
児童福祉法第23条に基づき、生活困窮やDV等の被害者である等の困難な状況にある母子の生活基盤を確保し、自立に向けた支援を行うため、平成13年から事業を開始した。	18歳未満の児童を養育しており、配偶者のいない、又はそれに準ずる事情にある女性とその児童の安全確保と生活支援を行うため、母子生活支援施設に入所させる。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
DV等による被害を受ける対象者又は対象世帯の安全を確保するとともに、その生活を支援することで、退所後の自立支援につながる	
（参考）基本事業の目指す姿	
子ども、高齢者、障がい者、配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 削減	

前年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（今年度の振り返り）	
前年度の評価（課題）	今年度の取組（評価、課題への対応）
DVマニュアルを遵守し、警察・児童相談所・女性センターなどの関係機関と連携し、対象者の迅速・安全な支援を実施する。	母子生活支援施設に入所し、安心・安全な生活の場を保障したことで、母子ともに自立に向けての準備を進め、自立につなげることができた。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H27年度	H28年度	H29年度	目標値（H33）
保護実施世帯数（件）	1.00	2.00	1.00	1.00	1.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
■向上 □横ばい □低下	緊急避難できる施設（予算）をしておくことで、相談を受けた時点での迅速な対応が可能となり、成果は上がっている。 児童福祉法第23条に基づき実施する事業のため、成果向上の余地はない。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
□拡大 □縮小 ■維持 □改善・効率化 □統合 □廃止・終了	引き続き、DV等の被害者（世帯）に対する相談を受けながら、必要に応じて母子生活支援施設に入所させることにより、母子の安全確保や生活の自立に向けて支援をしていく。				

コストの推移						
項目		H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	H30年度見込
事業費	計	3,596	3,473	1,767	3,061	3,061
	国・県支出金	2,749	2,560	1,374	2,270	2,270
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	847	913	393	791	791
正職員人工数（時間数）		0.00	0.00	30.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	0	123	0	0
トータルコスト		3,596	3,473	1,890	3,061	3,061

平成28年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		家庭児童相談事業		担当課 児童福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち		計画期間 平成13年度～
	施策	人権の尊重		種別 法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消		市民協働 事業協力
予算科目コード		01-030201-08 単独	根拠法令・条例等	児童福祉法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
家庭での児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所に設置された。	育児不安等の悩みを持つ保護者に対し、家庭相談員や臨床心理士が電話及び対面にて相談を行うとともに、児童虐待や要保護ケースを早期発見し、関係機関につなげ、問題の解決や育児不安の解消に当たる。 1 来所相談、電話相談、訪問相談、出張相談の各相談業務 ・市民交流プラザ内に開設している家庭児童相談室において、来所相談及び電話相談を実施する ・来所の場合、保護者に対してカウンセリング、子どもに対してプレイセラピー（子どもとの面接や遊びを通して気持ちの安定を図る）を実施する。 ・南守谷児童センター（毎週金曜日）、守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2金曜日）での出張相談を開催する。 2「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」の開催（6月・2月） ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議・広報・啓発活動を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、家庭相談員や臨床心理士が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるように支援する。また、児童虐待について各関係機関と連携し、未然防止と早期発見・早期対応に努めることで、良好な家庭環境を築き、児童の健やかな成長につなげる。	
（参考）基本事業の目指す姿	
子ども、高齢者、障がい者、配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 削減	

前年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（今年度の振り返り）	
前年度の評価（課題）	今年度の取組（評価、課題への対応）
引き続き、家庭児童相談事業について市民に周知し、保護者及び児童が気軽に相談することのできる体制構築を維持する。	・南守谷児童センター、守谷駅前親子ふれあいルーム、保健センター、総合教育支援センター等との緊密な連携体制を構築し、市民の相談ニーズによりきめ細やかに対応することができた。 ・保護者の育児困難感の低減を目的とした「どならない子育て練習法」グループを開催した。 ・箱庭療法の研修や心理検査の導入など、より多くのケースで専門性の高い支援を実施することができた。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H27年度	H28年度	H29年度	目標値（H33）
子ども家庭支援ネットワーク協議会協議回数（回）	46.00	70.00	79.00	50.00	50.00
相談件数（件）	172.00	189.00	194.00	180.00	180.00
成果の動向（→その理由）					
■ 向上 □ 横ばい □ 低下		・ 南守谷児童センター及び守谷駅前親子ふれあいルームにおける出張相談や、保健センターや総合教育支援センターとの連携ケースが増加し、他機関との連携の下で市民の相談ニーズによりきめ細やかに対応することができた。 ・ 保護者の育児困難感の低減を目的とした「どならない子育て練習法」グループを実施し、子育て中の保護者のニーズに沿った支援を展開できた。 ・ 箱庭療法の研修実施や心理検査の導入など、より多くのケースで専門性の高い支援を実施することができた。			
今後の事業の方向性（→その理由）					
□ 拡大 □ 縮小 □ 維持 ■ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了		平成29年度は児童相談所ケースの対応等も予定されているほか、相談内容が複雑化する傾向にあるため、引き続き出張相談やグループの実施などの支援を積極的に行うことで、より市民に親しみやすい相談体制を構築する。			

コストの推移						
項目		H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	H30年度見込
事業費	計	4,732	5,223	4,950	4,904	4,904
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	4,732	5,223	4,950	4,904	4,904
正職員人工数（時間数）		0.00	0.00	4,514.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	0	18,507	0	0
トータルコスト		4,732	5,223	23,457	4,904	4,904

平成28年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		権利擁護事業費	担当課	介護福祉課
総合計画	政策	こころ豊かに暮らせるまち	計画期間	平成18年度～
	施策	人権の尊重	種別	法定事務
	基本事業	虐待などの人権問題の解消	市民協働	
予算科目コード		04-030204-01	根拠法令・条例等	介護保険法第1条 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
平成28年4月から改正介護保険法と高齢者虐待防止法が施行され、各法に基づき事業を開始した。 認知症等によって判断力が低下した高齢者は、虐待や悪質商法の被害等の人権侵害に遭いやすく、自己責任だけでは尊厳ある暮らしの継続が困難になる。また今後益々独居や高齢者のみの世帯が増える傾向にある。	①成年後見制度の活用促進；成年後見制度の普及啓発に努め、親族からの申し立てを支援し、親族申し立てが困難な場合は、速やかに市町村申し立てに繋げる。 ②老人福祉施設等への措置の援助；虐待等の場合で老人福祉施設等への措置入所が必要と判断された場合は、市町村の担当部局（高齢福祉G）に報告し措置入所の実施を求める。 ③高齢者虐待への対応；高齢者虐待防止法に基づき、事例に即した適切な対応をとる。 ④困難事例への対応；センターの専門職が相互に連携、全体で対応を検討し、必要な支援を行う。 ⑤消費者被害の防止；消費しセンター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
地域住民，民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない高齢者が，地域において尊厳ある生活を維持し，安心して生活を行うことができるよう，専門的・継続的な視点から，高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	
（参考）基本事業の目指す姿	
高齢者の人権が尊重され，虐待などの人権問題が解消されるように努める。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 削減	

前年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（今年度の振り返り）	
前年度の評価（課題）	今年度の取組（評価、課題への対応）
研修（高齢者虐待，成年後見制度）の参加者は増えて認知度も向上したが，相談件数も増加している。	地域からの通報や相談に対しても，介護支援専門員や在宅介護支援センター職員，他部所他機関等と連携しながら迅速な対応を行っていく。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H27年度	H28年度	H29年度	目標値（H33）
虐待の相談件数（疑いを含む）（件）	7.00	10.00	15.00	0.00	0.00
虐待解決人数（人）	5.00	9.00	12.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
■向上 □横ばい □低下	専門職向けの研修会等で、高齢者虐待を疑う場合でも通報義務があることを周知したことにより、相談件数が増えていると考えられる。また、地域の関係者との連携が進み、民生委員や住民からの相談を受けやすくなった。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
□拡大 □縮小 ■維持	□改善・効率化 □統合 □廃止・終了	専門職（居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、介護保険施設、サービス付き高齢者向け住宅等に勤務する職員）に対して広く研修の受講を促し、虐待の予防や早期発見に繋げると共に、虐待（疑いを含む）の相談があったときは、センター内で迅速に情報共有を行い、必要な支援について検討、実施する。			

コストの推移						
項目		H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	H30年度見込
事業費	計	30	30	30	87	87
	国・県支出金	18	18	18	51	51
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	6	6	6	17	17
	一般財源	6	6	6	19	19
正職員人工数（時間数）		0.00	0.00	171.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	0	701	0	0
トータルコスト		30	30	731	87	87